

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用

平成 17 年 5 月 17 日
学長選考会議決定

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則(平成 16 年規則第 157 号。以下「規則」という。)の運用に当たっては、次のとおりとする。

規則第 3 条関係

- 1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務企画部総務課に電子メールで提出させるものとする。
- 3 総務企画部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考・監察会議議長に提出するものとする。

規則第 6 条関係

- 1 学内の有資格者について
 - (1) 学内の有資格者は、公示日に在職する者とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。
 - (3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者(休職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、停職及び在籍出向となった者を含む。)は、異動の日からその資格を失う。
- 2 提出書類の様式について
学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第 1 号から第 3 号のとおりとする。
- 3 学長候補者調書及び学長候補者所信書(以下「所信書等」という。)の公表について
 - (1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
 - (2) 学長選考・監察会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。
 - (3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第 3 条関係第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
 - (4) 学長選考・監察会議は、第 2 号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。
- 4 書類審査について
学長選考・監察会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を 3 人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 立会演説会について
 - (1) 立会演説会は、ウェブ会議システムにより行うことができる。

- (2) 学長選考・監察会議は、要望に応じ立会演説会の様子を、再視聴できる機会を設けることとする。

規則第7条関係

- 1 学長選考・監察会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
 - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
 - (2) 過半数の票を得た者がないときは、得票多数の2人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 3 決定した学長候補者に対する学長就任の意思の確認は、学長選考・監察会議において選出された複数の者が速やかに行う。

規則第8条関係

- 1 学長選考・監察会議は、国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項(平成29年6月21日学長選考・監察会議決定)第3条第2項により作成した当該学長に係る評価書に基づき、当該学長の業績を評価するものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、前項の評価の結果、当該学長に再任されるに値する充分な業績があると判断した場合は、当該学長の再任の意思を確認し、当該意思がある場合には、当該学長に対し、再任後における抱負等を記載した所信書の提出を求めるものとする。
- 3 学長選考・監察会議は、前項により所信書が提出されたときは、当該学長への面談を実施するものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、第1項の業績評価、第2項により提出された所信書及び前項の面談に基づき、当該学長の再任の可否を決定する。

規則第9条関係

学長候補者が学長に就任することができなくなったときは、改めて学長候補者の選考を行う。

規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、内容、担当者等を定め、決定後速やかに行うものとする。

規則第13条関係

- 1 学内の教職員に対する各種の通知は、原則として、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 この運用に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

付 記

この運用は、平成17年5月17日から実施する。

付 記(平成23年3月4日 一部改正)

この運用は、平成23年3月4日から実施する。

付 記(平成 24 年 3 月 29 日 一部改正)

この運用は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 記(平成 26 年 11 月 14 日 一部改正)

1 この運用は、平成 26 年 11 月 14 日から実施する。

2 この運用は、平成 27 年 4 月 1 日から施行される国立大学法人法(平成 15 年法律第 102 号)第 12 条第 7 項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

付 記(平成 27 年 3 月 23 日 一部改正)

この運用は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 記(平成 27 年 5 月 14 日 一部改正)

この運用は、平成 27 年 5 月 14 日から実施する。

付 記(令和元年 6 月 19 日 一部改正)

この運用は、令和元年 6 月 19 日から実施する。

付 記(令和 2 年 4 月 20 日 一部改正)

この運用は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。

付 記(令和 4 年 2 月 22 日 一部改正)

1 この運用は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

2 この運用は、令和 4 年 4 月 1 日から施行される国立大学法人法(平成 15 年法律第 102 号)第 12 条第 6 項に規定する学長選考・監察会議が定める基準とする。

別記様式第1号

学長候補者推薦書

国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議議長 殿

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人北海道教育大学学長候補者として、
関係書類を添えて推薦します。

記

(被推薦者) 氏名

年 月 日

推薦代表者 氏名 (自署)
所屬

別記様式第1号

推 薦 者 名 簿

学長候補者氏名

No.	所 属 等	職 名	推 薦 者 氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- (注) 1 所属等、職名及び推薦者氏名は、自署によること。
2 本名簿の先頭は、推薦代表者とすること。
3 学内の有資格者による推薦の場合は、10人以上の連署によること。（学長選考規則第6条第3項第2号）
なお、推薦者が15名を超える場合は、本様式に準じて追加して差し支えない。
4 キャンパスごとに作成して差し支えない。

別記様式第2号

学長候補者調書

(履歴事項)

年月日現在

(フリガナ) 氏名			
生年月日	年	月	日 (満歳)
現住所			
最終学歴			
学位・称号			
専門分野			
現(元)職名			
経歴 (学歴・職歴)	年月日		

私は、学長候補者選考の過程でこの調書及び学長候補者所信書の内容が公表されることに同意します。

氏名

(自署)

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主　要　業　績

(教育関係)

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主　要　業　績

(研究関係)

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主　要　業　績

(社会貢献関係)

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主　要　業　績

(経営・管理運営関係)

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第3号

学長候補者所信書

年　月　日

国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議議長 殿

学長候補者氏名 (自署)

1. ビジョン及び望ましい学長像に基づく方針について

2. 自由記述

(注) 用紙は、A4縦型とし、概ね200字以内で作成すること。